

医政メモ Q&A

消費税損税について

現在政府では、消費税を含めた税体系の抜本改革が検討されており、消費税の引き上げはもう時間の問題といわれています。今の社会保険診療報酬は非課税で、消費税の負担は結果的に医療機関が担うことになっているので、その引き上げはただでさえ厳しい医療機関の経営に致命的な打撃を与えることになりかねません。今回はその消費税損税についてのQ&Aをお届けいたします。

Q：私の診療所では、自由診療で患者さんから受け取った消費税分の半分程度しか国に納税していません。これって益税じゃないですか？

A：残念ながら大きな勘違いです。あなたのところでは医薬品や医療材料、建物代などを払う際に消費税を払っていますね。その分を加えて計算しないと得をしているとはいえません。

Q：消費税というものが少々こنگらがつてきました。では医薬品代や医療材料代、建物代に払った消費税って戻ってくるものなのですか？

A：はい、本来消費税は最終的にサービスを受けた消費者に転嫁されるものなので、一般の事業者は売り上げ時に受け取った消費税額から仕入れ時に支払った消費税額を差し引き（仕入税額控除）し、差額を納付します。ですから支払った消費税が多ければ、逆に還付を受けることができるものなのです。もしも社会保険診療報酬が課税対象となっていれば、当然保険医療機関でも医薬品代などの仕入税額の全額控除が認められます。しかし残念なことに、現状は診療報酬が消費税非課税となっており、その分の仕入税額控除が認められないため、損税が発生することになるの

です。詳細については日本医師会のホームページ「医療機関における消費税」(<http://www.med.or.jp/japanese/members/info/contax1706.pdf>)をご覧くださいと思います。

Q：なぜ診療報酬の非課税を受け入れることになったのでしょうか。

A：1) 医療の公共性、非営利性、2) 医療は消費税の前提となる消費者選択性によらない性格を持っていること、3) 諸外国は医療に関して非課税を採っている例が多いこと、4) 医療機関の事務の煩雑さ等が生じる、などの理由から消費税の導入時に社会保険診療報酬の非課税を受け入れました。

Q：このような不公平な税制を政府はどのように考えているのでしょうか？

A：厚生労働省は、平成元年の消費税3%導入期には診療報酬に対して0.76%の上乗せ、平成9年の消費税引き上げ時（3%から5%）には0.77%の上乗せしており、これで損税をカバーしていると説明してきています。しかしそれは個々の医療機関ごとの課税費用などを反映したのではなく、損税を解消できる上乗せ率とはいえません。事実日本医師会で行った実態調査では、平成16年度で医療機関一施設あたり平均469万円の損税が発生していることがわかっています。（ただし施設によっては益税となっているところもあります。）

Q：ではどうすれば損税は解消できるのでしょうか？

A：一番単純なのは診療報酬を非課税とするのをやめて、普通税率つまり5%の消費税を課税することでしょう。しかし、そうすると患者さんがさらなる負担増となってしまいま

す。そこで、日本医師会は平成9年度以降診療報酬をゼロ税率とすることを提唱してきました。そうすることで、患者さんから消費税分を受け取ることなく、仕入れの際に医療機関が払った消費税を還付してもらうことができることになるのです。しかしこれも、その採用については国際的に否定される傾向にあり、これまで自民税調のメンバーと関係者にもなかなか理解が得られてきませんでした。そこで平成17年度以降はより実現可能な軽減税率、つまりゼロ税率と普通税率の折衷案を新たに提案しています。その税率についてはまだはっきり決まっていませんが、たとえば厚労省が消費税分を上乗せしてきたという1.53%の診療報酬を引き下げて、その分消費税として課税すると患者さんの負担は現在と変わらないこととなります。ただ、これにも問題点がないわけではありません。現在医療機関はその公益性を根拠とした税制優遇措置がなされています。たとえば社会保険診療報酬は事業税について非課税とされていますし、医療法人の事業税も軽減された事業税率となっています。また社会保険診療報酬の所得計算においても特例措置（いわゆる四段階制）が認められています。診療報酬が非課税でなくなると、これらの優遇処置が見直され、結局マイナスになってしまう心配がある

のです。

そこで診療報酬の非課税制度を維持しながら、診療報酬の消費税分の上乗せ率を現状の1.53%から損税を解消できると思われる2.5%程度に引き上げる案（仕入消費税相当額診療報酬加算）や病院内建物や医療機器等の消費税課税対象資産について、取得年度の取得価格の5%の税額控除を認める、もしくは取得価格の50%の特別償却を認める案（設備投資消費税相当額控除制度）も挙げられています。

消費税損税の解消については長い間日本医師会が交渉を続けながら、なかなか実現にはこぎつけられなかったという経緯があり、けっして簡単なことではありません。しかし新執行部は政府との交渉力アップを目標の一つに掲げており、損税問題についても先に行われた日医代議員会で「自民党政調会長の柳澤氏やほかの税制委員にも働きかけ、なんとか解消に努めたい」と答弁されていました。新執行部の今後の活躍に期待するとともに、ぜひ私たち医師会員もこの問題に関心を持ち、できたばかりの新執行部が存分に力を発揮できるようなバックアップ体制を作りたいものですね。

（政策部担当理事 鈴木 伸和）